

函館市予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が法定外の予防接種で行政措置として実施するものに係る事故の災害補償を、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入して行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 市は、次条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者が死亡し、または障害(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「政令」という。)別表第2に定める障害に該当する場合に限る。以下同じ。)の状態となった場合(この要綱の施行後に発生した場合に限る。)において、当該補償対象者に対し、同4条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条に定める補償の対象とする予防接種は、ツベルクリンを除き、法定外の予防接種で行政措置として行う全てのものとする。

2 市が他の市町村等に委託して行う予防接種は、前項に定める行政措置として行う予防接種とみなす。

3 市が他の市町村から委託を受けて行う予防接種は、第1項に定める行政措置として行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により補償を行う者(以下「補償対象者」という。)は、前条の予防接種を受けた全ての者とする。

2 前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準および補償金額)

第5条 補償は、次の基準と金額に基づき行う。

(1) 補償基準

ア 補償対象者の事故を発見した日から180日以内に死亡し、また障害の状態になった場合に限る。

イ 補償対象者の事故を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、180日目の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額 死亡した場合は死亡補償金を、障害の状態となった場合は障害補償金を給付し、その額は次のとおりとする。

ア 死亡補償金 4,420万円

イ 障害補償金

(ア)政令別表第2の障害の等級1級に該当する障害の場合 4,420万円

(イ)政令別表第2の障害の等級2級に該当する障害の場合 2,943万1千円

(ウ)政令別表第2の障害の等級3級に該当する障害の場合 2,246万8千円

2 死亡補償金と障害補償金とは、重複して給付しない。

(損害賠償の免責)

第6条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法(明治29年法律第89号)または国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第7条 この要綱に定めていない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項および全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行った予防接種について適用する。